

追加議員案第 1 号

さくら市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びさくら市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

提出者 さくら市議会議会運営委員会  
委員長 永 井 孝 叔

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
副委員長 石 原 孝 明

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委 員 櫻 井 秀 美

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委 員 渋 井 康 男

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委 員 角 田 憲 治

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委 員 矢 澤 功

追加議員案第 1 号

さくら市議会基本条例の一部改正について

さくら市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

さくら市議会議員 永 井 孝 叔

さくら市条例第 号

さくら市議会基本条例の一部を改正する条例

さくら市議会基本条例（平成 25 年さくら市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信技術の活用）

第 17 条 議会は、第 3 条に規定する議会の使命を果たすため、情報通信技術の積極的な活用に努めるものとする。

2 議会は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により会議、委員会等を開会する場所への議員等の参集が困難と判断される実情がある場合は、情報通信技術を積極的に活用することにより、当該実情に応じた議会活動の継続を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さくら市議会基本条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市議会基本条例（平成25年さくら市条例第36号）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p><u>(情報通信技術の活用)</u></p> <p><u>第17条 議会は、第3条に規定する議会の使命を果たすため、情報通信技術の積極的な活用を努めるものとする。</u></p> <p><u>2 議会は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により会議、委員会等を開会する場所への議員等の参加が困難と判断される実情がある場合は、情報通信技術を積極的に活用することにより、当該実情に応じた議会活動の継続を図るものとする。</u></p> <p>(条例の検証及び見直し)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(条例の検証及び見直し)</p> <p>第17条 略</p>

(提案理由)

追加議員案第1号は、さくら市議会基本条例の一部改正についてであります。

本案は、情報通信技術の積極的な活用に努め、最新情報の共有化を図るとともに、効率的な会議、委員会等を開催するため、所要の改正を行うものであります。

追加議員案第 2 号

さくら市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びさくら市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

提出者 さくら市議会議会運営委員会  
委員長 永井 孝叔

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
副委員長 石原 孝明

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 櫻井 秀美

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 渋井 康男

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 角田 憲治

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 矢澤 功

## 追加議員案第 2 号

さくら市議会委員会条例の一部改正について

さくら市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

さくら市議会議員 永 井 孝 叔

さくら市条例第 号

さくら市議会委員会条例の一部を改正する条例

さくら市議会委員会条例（平成 17 年さくら市条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（開会の特例）

第 14 条の 2 委員長は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難と判断される実情がある場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、委員長は、議事の公開の要請に対する配慮、委員等の本人確認、自由な意思表示の確保等に留意するものとする。

3 第 1 項の場合において、委員は、同項に規定する方法によって委員会に参加するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。この場合において、当該許可を得て委員会に参加する委員は、委員会に出席するものとみなす。

4 第 1 項の場合における委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、

議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さくら市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市議会委員会条例（平成17年さくら市条例第175号）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p><u>（開会の特例）</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難と判断される実情がある場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員長は、議事の公開の要請に対する配慮、委員等の本人確認、自由な意思表示の確保等に留意するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、委員は、同項に規定する方法によって委員会に参加するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。この場合において、当該許可を得て委員会に参加する委員は、委員会に出席するものとみなす。</u></p> <p><u>4 第1項の場合における委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	



(提案理由)

追加議員案第2号は、さくら市議会委員会条例の一部改正についてであります。

本案は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により、委員会（常任委員会・特別委員会・議会運営委員会）を開会する場所への議員等の参集が困難と判断される実情がある場合、情報通信技術を積極的に活用することにより、当該実情に応じた議会活動の継続を図るため、所要の改正を行うものであります。

追加議員案第 3 号

さくら市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びさくら市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

提出者 さくら市議会議会運営委員会  
委員長 永井孝叔

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
副委員長 石原孝明

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 櫻井秀美

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 渋井康男

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 角田憲治

賛成者 さくら市議会議会運営委員会  
委員 矢澤 功

## 追加議員案第 3 号

### さくら市議会会議規則の一部改正について

さくら市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

さくら市議会議員 永 井 孝 叔

## さくら市議会規則第 号

### さくら市議会会議規則の一部を改正する規則

さくら市議会会議規則（平成 17 年さくら市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 165 条第 2 項中「前項で定めるもののほか、」を「別表に掲げるものの以外の」に、「決定する」を「設ける」に改め、同条第 3 項中「、協議等の場」を「協議等の場」に改め、「当たっては、」の次に「当該協議等の場の」を加え、同条第 4 項中「協議等の場」を「前項に定めるもののほか、協議等の場」に改め、「運営」の次に「に関する事項」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 協議等の場の招集権者（別表に掲げる招集権者をいう。以下この項において同じ。）は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により協議等の場を開会する場所への構成員（別表に掲げる構成員をいう。以下この項において同じ。）の参集が困難と判断される実情がある場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によって、協議等の場を開会することができる。この場合において、当該構成員は、前段に規定する方法によって協議

等の場合に参加するときは、あらかじめ当該招集権者の許可を得なければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さくら市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市議会会議規則（平成17年さくら市議会規則第1号）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(協議又は調整を行う場)</p> <p>第165条 略</p> <p>2 <u>別表に掲げるもの以外の協議等の場を臨時に設けようとするときには、議会の議決でこれを設ける。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、当該協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び機関を明らかにしなければならない。</u></p> <p>4 <u>協議等の場の招集権者（別表に掲げる招集権者をいう。以下この項において同じ。）は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により協議等の場を開会する場所への構成員（別表に掲げる構成員をいう。以下この項において同じ。）の参集が困難と判断される実情がある場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、協議等の場を開会することができる。この場合において、当該構成員は、前段に規定する方法によって協議等の場に参加するときは、あらかじめ当該招集権者の許可を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>前項に定めるもののほか、協議等の場の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(協議又は調整を行う場)</p> <p>第165条 略</p> <p>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときには、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、_____名称、目的、構成員、招集権者及び機関を明らかにしなければならない。</p> <p>4 _____協議等の場の運営_____</p> <p>_____その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>

(提案理由)

追加議員案第3号は、さくら市議会会議規則の一部改正についてであります。

本案は、災害、感染症のまん延その他特別の事由により、協議又は調整を行う場（議員全員協議会・会派代表者会議・広報委員会）を開会する場所への議員等の参集が困難と判断される実情がある場合、情報通信技術を積極的に活用することにより、当該実情に応じた議会活動の継続を図るため、所要の改正を行うものであります。

追加議員案第 4 号

さくら市いじめ防止対策に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びさくら市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

提出者 さくら市議会文教厚生常任委員会  
委員長 福田 克之

賛成者 さくら市議会文教厚生常任委員会  
副委員長 高瀬 一徳

賛成者 さくら市議会文教厚生常任委員会  
委員 石原 孝明

賛成者 さくら市議会文教厚生常任委員会  
委員 角田 憲治

賛成者 さくら市議会文教厚生常任委員会  
委員 小堀 勇人

## さくら市いじめ防止対策に関する意見書（案）

さくら市においては、いじめ防止対策に取り組んでいると認識しているところではありますが、現在、いじめに関することが、クローズアップされています。

新型コロナウイルス感染症が拡がり、感染した場合、本人だけでなく、家族、医療従事者等にも誹謗中傷の的となっているとともに、6月にはパワーハラスメント防止法の施行、最近ではSNSの書き込みにより死に追い込まれる案件など、問題は深刻化、重大化しております。加えて、弱い人から弱い人へ、人から動物へ、虐待が拡がっているのも事実です。

いじめのない社会は全ての人の願いであり、一人ひとりの心と体を大切にしなければなりません。しかし、いじめは、家庭、学校、職場、さらにはSNSなど、あらゆる場面で起こっています。

いじめは、いじめを受けた人の尊厳及び人権を著しく侵害し、大人だけでなく子どもにおいては心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、決して許されるものではありません。いじめは、絶対悪であり、いじめている側がすべて悪い。

二度といじめが起きないために、何がどのように必要かを考え、文教厚生常任委員会では先進事例を調査研究してきました。

その中で、本市としてもいじめ防止対策の施策として、条例はじめ規則、要綱、指針等に取り入れ、いじめや虐待のない社会を目指すため、下記事項を提言いたします。

1. いじめ（SNSを含む）の早期発見・即時対応。家庭、学校、地域、警察などの連携を充実させること。
2. いじめ防止対策に関するスローガンなどをつくり、広く周知・啓発を行うこと。
3. 家庭、学校、職場など社会全体の共通理解を深め、スピード感をもっていじめ防止に対応していくこと。
4. 問題解決のための対話ができる環境を整備すること。
5. 教育現場での道徳教育の充実を図ること。
6. 学校教育、社会教育の場で、子どもたちのカウンセリングの場をつくること。
7. いじめ防止対策に有効な方法について、調査研究をすること。
8. 動物虐待防止対策に有効な方法について、調査研究をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月18日

さくら市議会議員 石岡 祐二

さくら市長 花塚 隆志 様  
さくら市教育長 橋本 啓二 様



(提案理由)

追加議員案第4号は、さくら市いじめ防止対策に関する意見書の提出についてであります。

本案は、全ての市民が、個人として尊重され、幸せに生きるため、尊厳や権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるいじめは決して許さず、いじめの根絶を実現させる必要があります。

よって、いじめや虐待のない社会を目指すため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

追加議員案第5号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及びさくら市議会会議規則  
第13条の規定により提出します。

令和2年9月18日提出

提出者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員長 鈴木 恒 充
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会副委員長 若見 孝 信
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 高瀬 一 徳
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 吉田 雄 次
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 大河原 千 晶
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 岡村 浩 雅
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 櫻井 秀 美
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 笹沼 昭 司
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 石原 孝 明
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 福田 克 之
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 加藤 朋 子
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 永井 孝 叔
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 渋井 康 男
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 角田 憲 治
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 手塚 定
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 小堀 勇 人
賛成者	さくら市議会新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会委員 矢澤 功

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

栃木県さくら市議会議長 石岡祐二

衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 山東昭子 殿  
内閣総理大臣 菅 儀 偉 殿  
内閣官房長官 加藤勝信 殿  
総務大臣 武田良太 殿  
財務大臣 麻生太郎 殿  
経済産業大臣 梶山弘志 殿  
経済再生担当大臣 西村康稔 殿  
まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本哲志 殿

(提案理由)

追加議員案第5号は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面し、地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが予想されるため、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があります。

よって、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を図り、国民のための適切な措置が講じられるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。